

山梨県、国立大学法人山梨大学及び公立大学法人山梨県立大学の連携協力に関する協定書

山梨県（以下「県」という。）、国立大学法人山梨大学（以下「山梨大」という。）及び公立大学法人山梨県立大学（以下「県立大」という。）は、相互に連携協力し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

本協定は、県、山梨大及び県立大（以下「三者」という。）が教育、人材育成、研究及び運営に係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築し、その実施を図ることを通じ、地域を支える人材育成やイノベーションの進展に寄与するとともに、地域の発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

三者は、前項の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- （１） 学生教育の充実
- （２） 高度専門人材及び産業振興に資する人材の育成
- （３） 教育資源の有効活用
- （４） 共同研究の実施
- （５） 学生及び教職員の交流
- （６） 効率的な大学運営
- （７） その他上記の目的を達するために三者が合意した事項

（両大学による連携）

山梨大及び県立大（以下「両大学」という。）は、地理的に近接し、開設する学問分野に補完的なものが多く、適用される法人制度において共通の基盤を有していることから、国において検討が進められている大学等連携推進法人（仮称）制度の活用等を含めた連携について、検討に取り組むものとする。

（県の協力等）

県は、前項に定める両大学による連携に係る趣旨・目的を理解し、両大学が行う取り組み等に協力するものとする。

（他機関への波及）

三者は、本協定に基づく連携・協力事項について、県内の他の高等教育機関等に波及させることを検討するものとする。

（守秘義務）

三者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定の見直し)

三者のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出があったときは、その都度協議の上、必要な修正又は変更を行うことができる。

(有効期間)

本協定の有効期間は、本協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、三者のいずれかから書面をもって協定解除の申し出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後も同様とする。

(その他)

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義を生じた事項については、三者で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月 日

山梨県知事

国立大学法人 山梨大学学長

公立大学法人 山梨県立大学理事長・学長
